

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

○福島県監査委員
監査公表五件

目
次

福島県監査委員

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成26年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、福島県知事から通知があったので、同法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月12日

福島県監査委員 柳沼純子
福島県監査委員 宮下雅志
福島県監査委員 美馬千代
福島県監査委員 尾形克彦

27人 第2185号
平成28年1月19日

福島県監査委員 柳沼純子
福島県監査委員 宮下雅志 様
福島県監査委員 美馬千代
福島県監査委員 尾形克彦

福島県知事 団

平成26年度包括外部監査の結果に基づく措置の状況について（通知）
このことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき通知します。

（別紙）

平成26年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容	措置の内容
番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務	本業務には評価指標が設けられていない。そのため、本業務の目的である「日本経済新聞に福島県を特集した記事や広告を掲載し、ビジネスマンや経営者層に対してふくしまの復興の姿を発信して、企業誘致や取引拡大につなげる。」について達成度合いを測ることが困難な状況	依然として根強く残る「風評」と、時間の経過とともに進む「風化」は、本県のあらゆる分野に影響を及ぼしており、本県の復興に向けた大きな課題となっている。 風評払拭と風化防止のためには、新聞やテレビなど様々な媒体を活用し、本県の現状や正確な情報とともに復興に向けて挑戦する姿を、

	<p>ある。業務単体として、評価指標を設けることが困難である場合は、例えば、復興に向けた福島県全体の目標達成のために本業務がどのような役割を果たし、その役割が達成できているのかを事後的に評価し、今後の事業内容の変更や継続の有無を総合的に判断する必要がある。</p>	<p>全国へ発信し続けていくことが必要である。</p> <p>当該事業は、全国において多くの閲覧者が期待できる中央紙（新聞媒体）を活用して本県の正確な情報や復興への取組等を発信するものであり、全国の方々に本県の現状を理解いただくために非常に重要な役割を担っている。</p>
番号3：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務	「番号2：日本経済新聞「ふくしま復興の姿」製作・掲載業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号2に対するものと同様である。	当該事業について個別の評価指標を設定することは困難であるが、掲載内容について、挑戦する県民の姿を前面に打ち出すなど、より分かりやすく、より伝わる発信の工夫を行っているところであり、今後も更に改善を図ってゆく。
番号5：ふくしまからはじめよう。情報発信事業	評価指標を設けていないが、本事業を個別に評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目的との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	
番号4：ふくしまからはじめよう。ハンサムウーマン発信事業	評価指標を設けていないが、本事業を評価するためには評価指標を設ける必要がある。また、個別の評価指標を設けることが困難である場合でも、復興に向けた福島県全体の目標との関連性を明らかにし、本業務を全体の目的から見た視点で評価する必要がある。	本事業は大河ドラマ「八重の桜」の放映終了に伴い平成25年度で終了している。 大河ドラマにちなんで、福島の女性の活動と福島の魅力を発信することを目的とした事業であり、本県のイメージ回復に向けた発信ができたものである。
番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務	評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。	視聴者に対して「番組を見てから、福島県に対するイメージは変わったか」「福島に行きたいと思ったか」「県産品を購入したいと思ったか」についてアンケート調査を実施し、これらの結果を参考に企画内容の検討等を行っている。
番号7：県外向けテレビ放送事業委託業務	「番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務」の継続業務であり、指摘事項は、番号6に対するものと同様である。	
番号6：県外向けテレビ放送事業委託業務	当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、番組制作について株式会社バンエイトに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。 この点、当該事業における契	平成27年度契約では契約書に再委託の条項を設けた。受託者から再委託の申請があったため、内容を検証し承認した。

	<p>約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	
番号8：サザエさん情報発信事業委託業務	<p>当該事業は契約の当事者である福島テレビ（フジテレビを含む。）が、アニメーション制作について株式会社エイケンに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理性や効率性を損なう等の危険性がある。再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	<p>当該事業は平成25年度に終了しており、同様の事業を行う場合は、再委託の条項を設けることとした。</p> <p>なお、他の平成27年度のテレビ局への委託業務については適切に処理した。</p>
番号9：「ふくしまからはじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務	<p>当該事業は契約の当事者である福島テレビが、アニメーション企画・監修について有限会社デンヤ・クリエイティブ・ワークスに再委託を行っているが、県は、本再委託について書面による承諾を行っていない。</p> <p>この点、当該事業における契約書及び仕様書において、再委託に関する条項を設けていない。しかし、再委託は一般的に、不適切な再委託により経済的合理</p>	

	<p>性や効率性を損なう等の危険性がある。</p> <p>再委託が行われる際は、当該不利益を被ることがないよう、県は、発注者として再委託先の適任性について検証し、書面による承諾が求められる。</p> <p>当該事業においても、その業務の性質上、契約当初より再委託が見込まれるものと考えられるが、再委託の取扱いについてはあらかじめ契約書等に明記するとともに、再委託先の適任性について検証し、受託業者に対して書面で承諾する必要がある。</p>	
番号9、10、11：「ふくしまからはじめよう。」プロジェクト推進事業委託業務	<p>評価指標を設けていないため、本業務の目的である「観光客の増加や農産物の販売増」について、その達成度合いを測ることができない。そのため、本業務の目的の達成度合いを評価する指標を設ける必要がある。</p>	<p>当該事業は平成25年度に終了しておらず、今後、同様の事業を行う場合は、アンケート調査の活用等を検討していく。</p>
番号14：ふるさとの絆電子回覧板事業	<p>受託者の当初見積りのうち、業務委託費は1,200,000円であった。これに対し、実際の支出額は6,722,876円であり増額した。しかし、県は、当該事業委託費の増加要因を分析していない。加えて、受託者の業務委託費に係る報告では、その支出内容が明らかでなく、検証が困難である。</p> <p>受託者から当該事業委託費の内訳につき詳細な報告を求め、支出額の妥当性を確認する必要がある。</p>	<p>受託事業者から関係書類を徴取り、支出内容を検証するとともに支出額の妥当性を確認した。</p> <p>業務委託費は、電子データ制作サポート・チェック業務、雇用者の教育・指導及び勤怠管理業務に関する内容であるが、事業着手後に県外の役場に配置する雇用者の確保に時間を要し、当該期間の業務を継続するための人件費に係る経費が増加したこと、また、各市町村との調整、電子データ制作サポート・チェック、雇用者の教育及び勤怠管理業務に必要な経費を要したことから、当初の見積額に比べ支出額が増加したものであり、本事業の円滑な進行に必要な経費と判断した。</p>
番号15：ふくしまからはじめよう。キビタン元気発信事業業務	<p>当該事業は、緊急雇用創出基金事業であることから業務終了時に収支決算書の提出を求めており、収入と支出が同額となっており収支差額が発生していない。しかし、委託業務従事者5人のうち1人が途中で契約解除となり、追加雇用者が2月からの採用のため5か月間空白となつたことから、人件費相当額が1,882,487円減額となっている。その一方で、物件費相当額が同額の1,882,487円増額となつたことから、収支差額が発生しなかつ</p>	<p>委託者から関係書類を徴取り、支出内容及び支出額の妥当性について検査を実施した。</p> <p>賞与は受託業者の就業規則に基づき支払ったものであり、事務所借上料は当初不要と考えていた事務所が、実際業務を実施していく中で必要となり設置したもので、共に適正な支出として判断した。</p> <p>今後も、支出内容及び支出額について、適正に執行管理していく。</p>

	<p>たものである。</p> <p>人件費については、短期間雇用者についても通年雇用者と同額の賞与が支給されていること、当初見積書に想定されていない事務所借上料等が計上されていることから、収支差額が発生しないように支出額を調整した可能性がある等、その収支額の適正性について合理的に考えるならば、疑問を持たざるを得ない事案である。</p> <p>担当部局においては、支出内容の詳細な確認は行っておらず、委託契約金額の範囲内であり、事業の目的のために支出されたことを受託者より入手した収決算書記載項目のみをもって判断していることに問題が残る。</p> <p>財源である緊急雇用創出基金事業については、他の自治体において不正事案が発生していることからも、支出額につき合理的に疑いが持たれると判断される事案については、支出内容について、委託者として詳細に分析し、必要に応じて受託者より関係証憑を徴取する等、その支出内容及び支出額の妥当性を検査するといった措置が必要である。</p>	
番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託	<p>当該事業の実施に当たっては、その業務全般について、当初より再委託を予定している。委託契約書第13条（再委託）において、業務を委託する場合は、委託者の承認を得るものとして記載している。当初より再委託を予定している場合は、当該再委託とする条項を契約書に織り込む必要がある。</p> <p>さらに、県が契約先を適任として承認した書面が存在していない。受託者が再委託している相手先に対して、適正な発注方法が取られているかどうか、また再委託の適任性等の検証結果は事後的な検証に備え文書化して証跡として残す必要がある。</p>	<p>当初から再委託を予定している場合は、再委託に関する条項を契約書に設ける。</p> <p>また、受託者が再委託した相手先へ適正に発注したか、また再委託の適任性等を文書として残すこととする。</p>
番号49：東日本大震災中央子ども支援センター業務委託	<p>当該事業は当初より、委託料が概算払となることが予定されている事情がある。それにもかかわらず、契約書においては概算払につき、契約書の第11条（概算払）において、概算払を例外的位置付けとしている。当初よ</p>	<p>当初から概算払を予定している場合は、概算払に関する条項を契約書に設ける。</p> <p>また、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについて検証した結果を文書として残すこととする。</p>

	<p>り概算払が予定されている場合は、当該概算払とする条項を盛り込む必要がある。</p> <p>また、契約内容に適合すると認められたときは、委託料の支払とする（第10条第1項）と定めている。しかし、概算払の都度、契約内容に適合するか否かについての県が検証した結果の証跡が見当たらなかった。</p> <p>当該条項を設定した趣旨に基づき、年4回の概算払とした本契約においてはその都度、実績報告又はそれに準じるものを求め、その内容が契約内容に適合するか否か確認し、証跡として残す必要がある。</p>	
番号51：母子家庭等就業・自立支援センター事業	<p>発議書の決裁日が記入されていない。</p> <p>福島県文書等管理規則第16条に基づき、適正に決裁日日付の記入をすべきである。</p>	平成27年6月に記入漏れのないことを再度確認した。今後は、決裁日の記入漏れがないように注意する。
番号52：ひとり親就業サポート強化事業	<p>当該事業は、その事業内容の一部につき、再委託が行われている。しかし、委託契約に基づく再委託先承認に係る検証の証跡が残されていない。</p> <p>県は、発注者の責任として、再委託先の事業遂行の妥当性及び反社会的勢力でないことを確認する必要がある。その上で、確認の結果を書面により作成・保存し、その証跡を残すべきである。</p>	今後再委託を行う場合は、契約書に再委託の協議に関する条項を設け、書面により委託先から再委託先に関する事業遂行の妥当性や再委託先が反社会的勢力でないことの確認の結果を徴取し、確認の上承認することとする。
番号57：地域生活定着支援事業業務委託	<p>当該事業は、当初セーフティネット支援対策として位置付けられていたが、平成25年度中に緊急雇用対策事業としてその位置付けが変更になり、当該雇用対策事業の基金により財源を措置している経緯がある。</p> <p>しかし、県は、当該事業による雇用者の氏名・雇用状況等の情報について把握していない。県は、発注者の責任として、雇用された者の氏名、雇用者数及び雇用期間が確認できる書類等の提出を受託者に求めその実態を把握する必要がある。</p> <p>また、当該事業が緊急雇用対策事業として位置付けられているか否かに関わらず、事業費の内訳の過半が人件費であることからも、雇用者の就業状況等、その実態について把握し、措置</p>	平成27年度から雇用者の就業状況等を把握するため、雇用者数等を確認できる書類等の提出を受託者に求めることとし、併せて、仕様書にある資格の有無等を確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握することとした。

	<p>を講じる必要がある。この観点からも、雇用者数等が確認できる書類等の提出を受託者に求める等、実態を把握する必要がある。</p> <p>また、仕様書において、職員の配置として社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を1名以上配置することとしている。</p> <p>しかし、県は、当該資格の有無等、職員の配置としてその要件充足がなされているか確認を行っていない。前述の雇用者数等の他、資格の有無等が確認できる書類の提出を受託者に求め、その実態を把握すべきである。</p>	
番号71：「ふくしま 新発売。」復興プロジェクト	<p>当該事業の契約方法は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の譲渡、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）」に該当するため随意契約とし、さらに、「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徵し、又は第269条第1項に規定するファイルに記録させることが困難又は不適当であるとき（財務規則施行通達第269条第1項第3号）」に該当するため単独随意契約としている。単独随意契約とする場合は、支出負担行為書上にその具体的な理由を記載することとなっている。</p> <p>本県の支出負担行為書は、具体的な理由を記載する欄がないことから、添付資料である「（伺い）」にその理由が記載されている。具体的な理由の記載において、「ふくしま 新発売。」のロゴ及びその他Webデザインについても開発業者である受託者に帰属しているとの記載があるが、これは本来本県に帰属すべきであり、適切ではない。理由を記載している根拠の一文ではあるものの、当該記載を容認することによって、権利関係に不測の事態を及ぼす可能性が内在する。なお、契約書においても著作権の譲渡等に関する条</p>	<p>委託業務については、関係課との調整を行いながら、契約事務を実施しているが、著作権の譲渡等に関する理解が不足していたため、条項に不備が生じてしまった。</p> <p>著作権の譲渡等に関しては、平成27年度契約書から条項を整備した。</p>

	<p>項も記載されていないことから、契約書も不備であると言わざるを得ない。</p> <p>このような事態は、平成23年度から開始された事業で平成25年度まで継続しており、平成26年度の事業に係る契約書から改善されているが、過年度において不備を放置していたことに他ならない。</p>	
番号95：日本一の観光地づくり推進事業（おもてなし案内人ガイドブック作成）	<p>委託契約書第3条（権利義務の譲渡等）において、「受託者は、書面による委託者の承認を得ないで、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定されている。当初提案の企画書の中においても、事業のうち、パンフレットの印刷等、制作の技術的な部分は連携事業者として別の印刷会社が実施するものと記載されているが、連携事業者が特定していない以上は、この再委託先の適任性等を県が把握する必要があり、再委託としての手続を踏まえて書面での承認手続を実施すべきである。</p>	<p>制作の技術的な部分の実施・監督は受託事業者が行うものと判断し再委託手続を行わなかったものであるが、専門業者等との連携業務が発生する見込みがある際は再委託の事実を確認するとともに、再委託に該当する場合は適切に再委託手続を行っていく。</p>
番号107：大河ドラマ「八重の桜」キャンペーン事業（首都圏PRキャラバン・旅行A G T連携事業）	<p>旅行エージェント招へい事業については、受託者が旅行業の資格を持っていないため、別途旅行会社を対象として企画プロポーザルを行っている。これは、委託事業のうち旅行A G T招へい事業を第三者に再委託しているものと同一視できる。</p> <p>しかし、委託契約書第3条第2項では、受託者は委託者の承認を得て委託業務の一部を第三者に再委託することができるとなっているが、承認を得た書類は確認できていない。</p> <p>旅行A G T招へい事業の事業実施にあたり、旅行業法に基づく資格が必要な業務が適正に実施できるか否か、県において把握する必要がある。再委託先の適任性等について、県は書面により承認手続が必要である。</p>	

(監査総務課)